

日本医療研究開発機構の評価について

項目区分	項目	年度評価				中長期目標見込み評価 (自己評価)
		27年度	28年度	29年度	30年度 (自己評価)	
総合評定		A	A	A	A	A
I. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項						
(1) AMED に求められる機能を発揮するための体制の構築等						
	①医療に関する研究開発のマネジメントの実現	A	A	A	A	A
	②研究不正防止の取り組みの推進	B	B	A	B	B
	③臨床研究及び治験データマネジメントの実行	B	A	B	B	B
	④実用化へ向けた支援	B	B	B	A	B
	⑤研究開発の基盤整備に対する支援	A	A	B	A	A
	⑥国際戦略の推進	A	S	A	A	A
	⑦政府出資を利用した産学官共同での医薬品・医療機器の研究開発の促進等	-	B	B	B	B
(2) 基礎から実用化へ一貫してつなぐプロジェクトの実施						
	①医薬品創出	A	A	A	S	A
	②医療機器開発	B	B	B	B	B
	③革新的な医療技術創出拠点	A	A	A	A	A
	④再生医療	A	B	B	A	A
	⑤オーダーメイド・ゲノム医療	S	A	A	A	A
	⑥疾病に対応した研究<がん>	A	A	A	A	A
	⑦疾病に対応した研究<精神・神経疾患>	B	B	B	B	B
	⑧疾病に対応した研究<新興・再興感染症>	A	A	S	A	A
	⑨疾病に対応した研究<難病>	S	S	A	A	S
	⑩健康・医療戦略の推進に必要な研究開発等	A	A	A	A	A
II 業務運営の効率化に関する事項						
(1) 業務改善の取り組みに関する事項						
	①組織・人員体制の整備	B	B	B	B	B
	②PDCA サイクルの徹底	B	B	B	B	B
	③適切な調達の実施	B	B	B	B	B
	④外部能力の活用	B	B	B	B	B
	⑤業務の効率化	B	B	B	B	B
(2) 業務の電子化に関する事項						
		B	B	B	B	B
III 財務内容の改善に関する事項						
(1) 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画						
		B	B	B	A	B
(2) 短期借入金の限度額						
		-	-	-	-	-
(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画						
		B	B	B	B	B
(4) 前項に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画(記載事項無し)						
		-	-	-	-	-
(5) 剰余金の使途						
		-	-	-	-	-
IV その他主務省令で定める業務運営に関する事項						
(1) 内部統制に係る体制の整備						
		B	B	B	B	B
(2) コンプライアンスの推進						
		B	B	B	B	B
(3) 情報公開の推進等						
		B	B	B	B	B
(4) 情報セキュリティ対策の推進						
		B	B	B	B	B
(5) 職員の意欲向上と能力開発等						
		B	B	B	B	B
(6) 施設及び設備に関する計画(記載事項無し)						
		-	-	-	-	-
(7) 職員の人事に関する計画						
		B	B	B	B	B
(8) 中長期目標の期間を超える債務負担						
		-	-	-	-	-
(9) 機構法第十七条第一項に規定する積立金の処分に関する事項						
		-	-	-	-	-

○国立研究開発法人日本医療研究開発機構の業務の実績等に関する評価の基準
(平成27年9月1日内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣決定)(抄)

7 項目別評定及び総合評定の方法

(1) 年度評価

① 項目別評定

i 評定区分

ア 原則として、S、A、B、C、Dの5段階の評語を付すことにより行うものとする。

イ 「B」を標準(所期の目標を達成していると認められる状態)とする。

・研究開発に係る事務及び事業

各評価項目の評定区分の関係は、以下のとおりとする。

S : 機構の目的・業務、中長期目標等に照らし、機構の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて特に顕著な成果の創出や将来的な特別な成果の創出の期待等が認められる。

A : 機構の目的・業務、中長期目標等に照らし、機構の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められる。

B : 機構の目的・業務、中長期目標等に照らし、機構の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」に向けて成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められ、着実な業務運営がなされている。

C : 機構の目的・業務、中長期目標等に照らし、機構の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けてより一層の工夫、改善等が期待される。

D : 機構の目的・業務、中長期目標等に照らし、機構の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けて抜本的な見直しを含め特段の工夫、改善等が求められる。

(2) 中長期目標期間評価（見込評価、期間実績評価、中長期目標期間中間評価）

① 項目別評定

i 評定区分

ア 原則として、S、A、B、C、Dの5段階の評語を付すことにより行うものとする。

イ 「B」を標準（所期の目標を達成していると認められる状態）とする。

・研究開発に係る事務及び事業

各評価項目の評定区分の関係は、以下のとおりとする。

S：機構の目的・業務、中長期目標等に照らし、機構の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて特に顕著な成果の創出や将来的な特別な成果の創出の期待等が認められる。

A：機構の目的・業務、中長期目標等に照らし、機構の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められる。

B：機構の目的・業務、中長期目標等に照らし、機構の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」に向けて成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められ、着実な業務運営がなされている。

C：機構の目的・業務、中長期目標等に照らし、機構の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けてより一層の工夫、改善等が期待される。

D：機構の目的・業務、中長期目標等に照らし、機構の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けて抜本的な見直しを含め特段の工夫、改善等が求められる。